

特例法延長反対の署名行動を実施 フルタイム勤務の実現を最後まで追求 ——全国活動者会議開催される——

一〇月五、六日の二日間に渡り、豊橋市において二〇一三年度全国活動者会議が開催されました。全国の支部から四七名が参加し、職場や管理職を取り巻く情勢認識を一致させながら、今後の運動について議論が交わされました。

会議では、アベノミクスの「機動的な財政政策」により職場が、昨年度の大型補正予算に加えて本年度の予算執行に大きな負担を強いられていること。

さらに災害対応も頻発しており、業務の高度化・過密化が益々進行し、その結果、メンタルヘルス疾患など職員の健康被害が増加の一途となっており、世間で問題となっているブラック企業の官庁版とも言える状況にあること。

加えて平成二六年度概算要求では対前年比一七%増の事業費が要求されている

こと等が発言され、ユニオンとして「健康を守る」課題を一層重視していくことが確認されました。

賃金問題については、今年度未終了する「特例法」の延長を許さないため、管理職員等である専門官等以上職員を中心に、職場の多くの職員から「特例法延長反対」の署名を集め、一二月に総理大臣・総務大臣に提出することが確認されました。

また、管理職員の超過勤務手当支給の課題では管理職員自らが処遇改善を目指した運動として「超勤時間



報告」をしっかりと行うことが確認されました。災害時・深夜における超過勤務手当の支給問題は引き続き重点課題として取り組んでいきます。

再任用の問題では、平成二六年度から採用される「義務的再任用(フルタイム勤務)」について、現在当局がフルタイムの勤務形態を否定し、三、四日の短時間勤務の再任用を強要しようとしている動きに対して、関東支部で作成した資料(二面参照)などを参考に、年金支給ゼロとなる二六年度からの再任用者の生活は厳しくなることが改め

て確認され、今後一層定年延長を基本に据えながら早急に義務的再任用、フルタイム勤務実現を当局に迫ることが確認されました。年金支給開始まで、安心して働き、生活するために、運動を強化していきます。

その他、昇格運動では管理職員の唯一の賃上げとなる昇格改善、特に六級昇格の後退を許さず改善を勝ち取るために、府県を跨る職務の職責評価を引き上げさせる運動を取り組むことも確認されました。

以上のような課題を中心に二日間で五二名の仲間が発言し運動方針が補強されました。

仕事の政策(素案)を発表 職場の議論で補強を

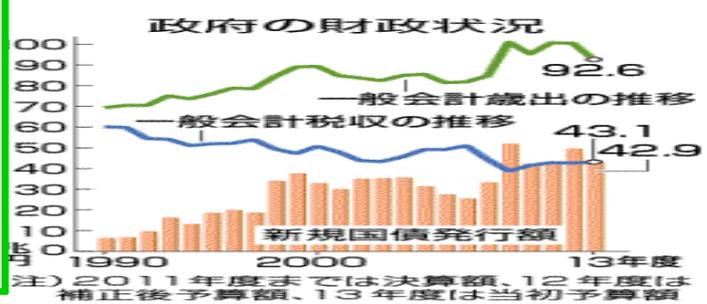
仕事の問題では、国民一人当たり約一、〇〇〇万円の借金を抱えている国の財政事情の中では、不要・不急の大型工事より防災・減災工事や生活密着、維持修繕工事を重視・大型工事は、大手ゼネコンの内部留保を増やせど、景気の刺激政策にはならない。等の意見が出されました。そして、こうした内容をまとめた仕事の政策(素案)を、職場で議論・補強し、次期大会に



参加者からは、今も職場で横行しているパワハラの実態に対して、ユニオンとして調査団を組織し職場に入り行動した教訓も報告されました。

後を絶たないパワハラに対して、「パワハラをさせない」「しない」を合い言葉に引き続き取り組んでいきます。

後を絶たない
パワハラ!



来年から発生する無年金期間 週3日勤務3級で月収7万円弱

生まれ月別年収比較

生月	内訳	4日勤務	3日勤務
4	年金	1206000	1206000
	給与	2907889	2289649
	計	4113889	3495649
5	年金	1072000	1072000
	給与	2907889	2289649
	計	3979889	3361649
6	年金	938000	938000
	給与	2907889	2289649
	計	3845889	3227649
7	年金	804000	804000
	給与	2907889	2289649
	計	3711889	3093649
8	年金	670000	670000
	給与	2907889	2289649
	計	3577889	2959649
9	年金	536000	536000
	給与	2907889	2289649
	計	3443889	2825649
10	年金	402000	402000
	給与	2907889	2289649
	計	3309889	2691649
11	年金	268000	268000
	給与	2907889	2289649
	計	3175889	2557649
12	年金	134000	134000
	給与	2907889	2289649
	計	3041889	2423649
1	年金	0	0
	給与	2907889	2289649
	計	2907889	2289649
2	年金	0	0
	給与	2907889	2289649
	計	2907889	2289649
3	年金	0	0
	給与	2907889	2289649
	計	2907889	2289649
フルタイム勤務	年金	0	0
	給与	3634863	3634863
	計	3634863	3634863

来年からは、短時間勤務者の年金支給は、六一歳の誕生日の翌月からです。(年金支給は、誕生月の翌月一日が基準日となり、翌月からの支給で、さらに二ヶ月に一度の支給となるため一月生まれ以降は実際の支給は後れることとなります。)よって、短時間勤務者は生まれ月によって、年収が異なることとなります。また、フルタイム勤務者は年金が支給されません。左表は、ユニオン関東支部が行った、勤務日数が週三日と四日の三級再任用者の生まれ月別年収と、三級再任用者でフルタイム勤務者の年収比較です。

△勤務者の年収を上回ることに明らかになりました。(収入による年金頭打ちは考慮せず) この試算は、年金を年間一六〇万円相当と想定し、これに給与と所得を加え、月に置き換え比較したものです。これには諸手当が加算されていませんし、年金にも各個人により差がありますので、平均的な最低の収入となります。

再任用月平均実質収入比較

	3級 3日 間勤務	4級 5日間 勤務(他省)
支給額	俸給額	142,551
	地域手当★	4,276
	通勤手当	比較対象から削除
	支給額合計	146,827
控除額	所得税★	2,860
	住民税★	40,500
	雇用保険	786
	医療保険★	34,146
	年金保険	なし
	介護保険★	4,871
	控除額合計	83,163
月平均実質現金 支給額	63,664	210,692

★個人差有り

短時間勤務者は、医療保険などの使用者負担分を本人が支払うことになり、控除金額は大きくなります。年間支払うものなども月別に平均して収入から差し引くと、上表の通り、三級で週三日勤務の再任用者間実質的な月収は、七万円を切りません。

これでは生活できない

以上の試算は、あくまでも収入だけを考えたものですが、実際は、さらに、これらの収入から所得・住民税や共済年金(厚生年金)掛け金などが差し引かれます。

右表は、国土交通省の事務所の元課長で、今年度より他省で再任用された方と国土交通省で再任用された方の給与と明細です。他省で再任用された元課長は、五月に四月にさかのぼって四級格付けとなり、フルタイム勤務を行っていますが、国土交通省に再任用された元課長は、週三日勤務の短時間勤務で三級格付けです。

すでに、収入の分野で大きく差がついています。これは年金支給までの期間の生活は大変です。一〇月一五日の総務省交渉で、「閣議決定の趣旨は、フルタイム勤務であって、短時間勤務は例外」と総務省は回答しています。こうした給与と実態を見れば「フルタイム勤務が基本」は当然です。



す。当局は、直ちに希望者全員をフルタイム勤務で採用するための工夫をすべきです。